

高校入試問題の研究・調査、作成等業務委託に係る公募型プロポーザル実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 3 月 24 日

長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長

1 業務の概要

(1) 業務名

高校入試問題の研究・調査、作成等業務委託

(2) 業務の目的

長野県立高等学校入学者選抜の、一部検査において、入学者選抜業務を軽減し、働き方改革に繋ぐとともに、多様な問題を研究し、生徒の資質・能力を総合的にみる学力検査を実施するために、問題作成から印刷までを一体的に外部に委託する。

(3) 業務内容

別添仕様書（案）のとおり

(4) 仕様書

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 事業全体の実施方針（実施計画、実施（運営）体制等）
- ② 入試問題の質や客観性等を担保するための工夫・強み
- ③ 発注者との連携体制
- ④ 類似案件の業務実績
- ⑤ 問題作成・印刷における情報管理対策（情報漏洩を確実に防ぐための体制）
- ⑥ その他委託業者の提案によるもの（任意）

(6) 業務の実施場所

長野県外で行うものとする。なお、納品は長野県総合教育センター（〒399-0711 長野県塩尻市片丘南唐沢 6342-4）とする。

(7) 履行期間

契約日から令和 9 年 3 月 8 日まで

(8) 費用の上限額

9,020,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加できない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条

第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 受検生関係者が問題に触れることがないようにするため、県内ではなく県外企業とし、工場が県外かつ近県にあること。
- (8) 過去3年以内に地方公共団体からの委託を受けて同種あるいは類似し、規模をほぼ同じくする業務を実施した実績があること。

3 参加申込書等の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書及び印刷業務の下請負説明書（申請書）を下請負の有無にかかわらず提出するものとします。提出期限（3（6）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種あるいは類似し、規模をほぼ同じくする業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。「規模をほぼ同じくする」とは、1（8）の金額の70%以上の額の契約とします。

(4) 印刷業務の下請負説明書（申請書）の作成様式（下請負の有無にかかわらず提出）

（様式1）による。

(5) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課義務教育指導係（県庁本館8階）
電 話 026-235-7435
メール kyogaku-koko@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加申込書等の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月30日（月）午後5時必着
- ② 提出先 3（5）に同じ。（メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送、又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（5）の担当者に確認してください。

(7) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(8) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）①）の3日前までに、書面により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3 (5) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3 (5) に同じ。

(2) 受付期間 令和8年4月2日(木)まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く午前9時から午後5時まで。)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。

(4) 回答方法 令和8年4月6日(月)までにメールにて回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表1、もしくは任意様式でも可)

企画書は、本公告1(5)企画提案を求める具体的内容の項目及び別に定める仕様書に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべて、A4サイズとしてください。

② 経費見積書(様式第8号の附表2)

③ 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり、それぞれ項目ごとに必要な経費の合計額を記載してください。

また、経費の総額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (5) に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。

④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和8年4月9日(木)午後5時まで(必着)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

② 提出先 3 (5) に同じ。

③ 提出部数 6部(原本1部、コピー5部)

④ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県教育委員会事務局学びの改革支援課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目	評価内容	配点
実施計画・実施体制	適切かつ確実に実施することが見込めるか	5点
	本事業の円滑な実施は期待できる体制が整っているか	5点
企画提案内容	業務の目的を十分に理解した企画案になっているか	5点
	誤り・不適切表現を防ぐための校正体制、複数チェック体制があるか	10点
	問題の難易度調整、差し替え指示等について柔軟に対応する体制があるか	10点
	各問の難易度バランスを配慮した作問ができるか	5点
	過去に長野県が出題した問題傾向を十分に踏まえて問題作成する体制があるか	10点
セキュリティ	業務に当たって、情報管理を徹底し、本件に関する情報が漏洩しないように適切な対策が整備されているか。	15点
スケジュール	円滑かつ適切に実施できる具体的なスケジュールになっているか	5点
経費妥当性	実施経費が企画提案内容に沿った適切なものか、また、実現可能な企画（経費）となっているか	5点
	費用対効果に十分に配慮した経費となっているか	5点
実績	3年以内に地方公共団体の高校入試の問題作成及び印刷業務の実績があるか	20点
合計点		100点

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。ただし、参加申込者には出席を求めません。
- ② 企画提案評価会議の各構成員の評価点の合計が最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の平均評価点が60点未満の場合は選定しません。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
プレゼンテーションは実施しません。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、見積業者選定通知書により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長から通知します。なお、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）については、高校入試に係る情報のため非公表とします。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① 6(7)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(5)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メール（又はFAX）による場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、8（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、高校入試に係る情報のため、非公表とします。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県教育委員会事務局学びの改革支援課義務教育指導係（県庁本館8階） 電 話 026-235-7435 F A X 026-235-7495 メール kyogaku-koko@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。